

六年の担任の先生方に

「きいちゃん」(読書教材)の
取り扱いについてのお願い

六年下巻の「きいちゃん」(三月教材)という教材は、人権の視点から見ると、学習する際に十分な配慮を必要とするのではないかと、というご指摘を保護者の方からいただきました。

編集部といたしましては、学習指導書(本冊)において、そのことに触れてはいますが、後述します点に、特に留意していただき、障害に対する認識を誤解のないようご指導いただきたいと思えます。誤解や偏見がはじめや差別を助長していることは事実であって、このことは教育が目ざすことと反するからであります。

障害のある人といっても障害の内容や程度に違いがあります。一つの技術を習得するだけでも大変な困難を極めています。きいちゃんの場合は、自律的

また、本文に「手や足が思うように動かない子供が生まれるのでは」という記述がありますが、その後で「周りの人に誤解されるのではないかと」と否定しているように、きいちゃんの障害の場合には、遺伝とは全く無関係だと思えます。しかし、ある種の障害は遺伝性もありますので、遺伝性・非遺伝性という枠組みで障害をとらえるようなことがあってはならないと思えます。つまり、遺伝的な障害があつたとしても、その人の人権を保障する姿勢と対応が求められているといえます。人はときとして、未知なるものに対して、明確な根拠もなく、拒否したり排除したりすることがあります。ここに、障害に対する誤解や偏見が差別の萌芽^{ぶが}につながりうることに、特に留意していただきたいと思えます。

人権問題としての障害者問題は、障害者も健常者もいっしょに社会生活を営むことができるようになるという、ノーマライゼーションの考え方に立つようになってきました。その理念に基づき、法律によって制度や環境が次第に改善されるようになってきたことも事実です。しかし、最も重要なことは、一人

な訓練によって和服が縫えるようになっていきますが、障害のあるすべての人が技術を習得できるわけではありません。したがって、障害のある人は、きいちゃんのように努力さえすれば、技術を習得できるのであると、といった安易な認識を与えないよう、指導に配慮していただきたいと思えます。また、技術を習得できたとかできなかったとかを問題にするのではなく、その人の存在そのものに価値があるのだ、ということも押さえておかなければならないことだと思います。

「きいちゃん」は、二十年ほど前の実話に基づく作品です。まだ、社会的な制度が整わず、家の近くに適切な学校がないために、きいちゃんは寄宿舎生活を送っていたと考えられます。今日では、学校種の拡大や通級制度や訪問教育などといった制度も導入され、個に応じた学習環境が作られていることは周知のことです。したがって、障害のあるすべての人が、寄宿舎生活をするというような印象を与えるようなことがないように配慮していただきたいと思えます。

ひとりの人権意識にあると思えます。それは、健常者と障害者という意識の枠組みを、どのように一人ひとりが取り払っていくのか、そのことを抜きにしては差別のない社会は達成できません。差別のない社会を作ることは、言葉ではたやすいことですが、実行するには、まだまだ難問ばかりが山積していると言わざるを得ません。その意味では、ノーマライゼーションの理念も途に着いたばかりであるといつても過言ではないと思えます。

学校教育の中でもさまざまな形で、人権問題に取り組まれていると思えます。弊社の国語の教科書では、四年(下)においても点字と手話を取り上げ、障害者問題への意識づけとして教材化を図っています。「きいちゃん」は、単元の主旨からして、必ずしも障害者問題を意図して掲載してはいませんが、自ずとふれることになると思えます。この教材では、家族愛や姉妹愛が語られていますが、これまでに述べましたように、背景には障害者問題がありますので、ご指導にあたっては十分にご配慮をいただきたいと思えます。